

2012年度連盟牧師給支援規程(付表)

適用期間 2012年4月1日から2013年3月31日まで

この付表は連盟施策の活動を実行するにあたり、「全国拠点開拓伝道所牧師給支援」等を実施するための算定基準とするために設けられているものです。

【1.基本給】

規程第6条一別表(1)給与表

(単位:円)

号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
0	198,600	9	281,000	18	363,200	27	403,700
1	203,900	10	292,900	19	369,000	28	407,200
2	210,700	11	305,000	20	374,400	29	410,300
3	217,600	12	316,100	21	379,400	30	412,400
4	227,600	13	325,000	22	384,000	31	408,200
5	237,800	14	333,800	23	388,200	32	410,300
6	246,900	15	342,400	24	392,500	33	412,500
7	257,700	16	349,500	25	396,300	34	414,500
8	269,200	17	356,600	26	399,900	35	416,700

(注)

1. 牧師経験通算5年以上の牧師の場合は、「毎年4月1日現在の満年齢-25」を以って「号俸数」(小数点以下切捨て)とする。
2. 牧師経験通算5年未満の牧師の場合は、経験度を給与に反映させるために、「毎年4月1日現在の満年齢-25」*4/5(小数点以下切捨て)を以って「号俸数」とする。
3. ただし牧師の満年齢が満25歳以下の場合には満25歳と見なして計算するものとする。

【2.扶養家族手当】

規程第7条一別表(2)扶養家族手当表

続柄	単位	金額/月	備考
配偶者		13,000	
子 父・母 祖父・母 弟・妹 孫	二人まで 三人目から	6,500 5,500	子・孫・弟・妹;大学卒業相当まで。 父・母・祖父母;60歳以上。 但し、満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、一人当たり5,000円を加算。
心身障害者		35,000	障害等級2級以上及び同等の者。但し、続柄は上記各項の者に限る。金額は年齢に制限なく、続柄の区別なく別途に支給する。

(注)規程第7条に定める扶養親族の該当者は、同居の扶養親族であることを要する他、下記(1.~6.)の各種収入の総和が月額平均116,666円、年額1,400,000円を越えない者に限る。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1.当該親族自身の勤労収入等の収入 | 4.年金、恩給等の給付 |
| 2.利子、配当、不動産貸付等の資産収入 | 5.他の親族、知人からの仕送り |
| 3.償還義務のない奨学金の給付 | 6.当該親族自身のその他の収入 |

【3.特別手当】

規程第10条

- *夏期手当:(基本給+扶養家族手当)*1.95ヶ月分を6月に支給する。
- *冬期手当:(基本給+扶養家族手当)*2.00ヶ月分を12月に支給する。

以上